

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年5月18日

財団法人千葉市都市整備公社  
理事長 三上都 紘  
(公印省略)

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名称

千葉市立磯辺第四小学校給水設備改修工事

(2) 工事場所

千葉市美浜区磯辺4丁目16番1号

(3) 工期

120日間

(4) 業種

管

(5) 施工方式

単独施工方式

(6) 工事概要

衛生器具設備	水栓 一式	洗浄弁 (FV) 一式
給水設備	受水槽 (FRP製) : 1基	給水ポンプユニット : 1台
	給水管 : 1, 676m	
給湯設備	ガス瞬間湯沸し器 : 3台	給湯管 : 27m
電気設備	上記工事に伴う電気設備工事	一式
撤去工事	上記工事に伴う既設配管等撤去・運搬・処分	一式

(7) 予定価格

43,673,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 財団法人千葉市都市整備公社契約規程第3条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 本工事の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - カ 平成20年度までの千葉市税を滞納している者
  - キ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - ク 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
  - ケ 本工事と同一敷地内で千葉市都市整備公社発注（千葉市、千葉市住宅供給公社含む。）の建設工事を入札日当日に施工中（落札し契約手続中を含む。）の者
- (2) 千葉市内に本店を有する者
  - (3) 平成21・22年度千葉市建設工事等競争入札参加資格審査において、管工事の等級Aに格付されている者
  - (4) 主任技術者（監理技術者）を、本工事に専任で配置できる者
  - (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
  - (6) 過去15年以内に工事が完成し引渡しの済んだ、建築物の給水設備工事を元請けとして施工した実績を有する者

### 3 契約事務担当課

〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目5番1号

財団法人千葉市都市整備公社総務課

電話 043-239-2710

### 4 入札手続等

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配付

財団法人千葉市都市整備公社入札・契約情報サイト (<http://www.toshiseibi-chibacity>.)

or.jp/index.html) からダウンロードすること。

(2) 申請書等の提出期間

平成21年5月18日(月)から平成21年5月22日(金)までの毎日、午前9時から午後5時まで

(3) 申請書等の提出方法

前記3へ持参により提出すること。提出された申請書等の返却及び公表はしない。

(4) 入札参加への承認

申請書提出時に、入札参加承認通知書により通知する。

(5) 設計図書等の配付

ア 配付期間

平成21年5月29日(金)の午前9時から午後4時まで

イ 配付場所

〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目5番1号

財団法人千葉市都市整備公社総務課

電話 043-239-2710

ウ 配付方法

本工事に係る入札参加承認通知書の写しと引き替えに、実費を徴収したうえで配付する。

## 5 入札

(1) 入札の日時

平成21年6月9日(火)午前9時40分(郵送による入札の場合は、平成21年6月8日(月)午後5時までに前記3へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札方法

持参又は郵送とする。

(3) 入札の場所

千葉市中央区中央2丁目5番1号 財団法人千葉市都市整備公社入札室

(4) 入札保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第9条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

入札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、そ

の者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行うものとする。なお、落札候補者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者を落札者として決定することがある。

#### (6) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格の確認結果は、FAXにより送付する落札決定通知をもって代える。確認の結果、入札参加資格がないと認めた者については、一般競争入札参加資格確認結果通知書をFAXにより送付する。

### 6 その他

#### (1) 資格確認資料

資格確認資料は以下のとおりとする。

ア 経営事項審査結果通知書（写し）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書記載の工事を施工した実績を確認できる書類

ウ 配置する予定の技術者の法令等による免許の資格者証（写し）

#### (2) 無効となる入札

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札並びに積算内訳書及び誓約書の提出がない入札は、無効とする。なお、入札の有効又は無効の確認は、入札後、前記5（5）の落札候補者となり得る者に対してのみ行うものとする。

(3) 入札への参加を希望する者が1人であっても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 本工事は、低入札価格調査対象工事（価格失格基準を含む。）とし、低入札価格調査の結果、落札者となった者と契約を締結する場合、前払金の割合を契約金額の10分の2以内、また契約保証金の割合を、契約金額の10分の3以上とする。かつ、配置予定技術者とは別に、同技術者と同等以上の資格を有する技術者を1人以上専任で配置することを求める場合がある。

(5) 契約保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第32条に該当する場合は、免除とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 支払条件 前払金 有 中間前払金 有（ただし、中間前払金を選択した場合に限る。）  
部分払 1回（ただし、部分払を選択した場合に限る。） 竣工払

- (8) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (9) 契約条項については、財団法人千葉市都市整備公社総務課で閲覧できる。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 手続における交渉の有無 無
- (13) 前記2（3）に掲げる入札参加資格を有しない者も前記4により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請期間に、紙申請による千葉市建設工事競争入札参加資格審査申請を行った上で、当該入札参加資格を有すると認められ、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。